

7月から申請受付開始 若年がん患者向けの在宅療養に関するサービス利用料の一部補助

松戸市では、介護保険制度の対象にならない在宅療養を行う若年がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、若年がん患者及びその家族の負担軽減を図ることを目的に、在宅サービス利用に要した費用の一部を補助する事業を開始します。

- **開始日** 令和5年7月1日
- **補助対象者** 次の全ての要件を満たす方
 - ① 市内在住の40歳未満で松戸市に住民登録がある
 - ② がんと診断されていて、治癒を目的とした治療を行わない
 - ③ 在宅生活の支援や介護が必要
- **利用可能なサービス**
 - ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③ケアマネジャーの利用
 - ④福祉用具の貸与 ⑤福祉用具の購入 ⑥医師の意見書作成に係る費用
 - ⑦通院等に係るタクシー運賃
- **補助率・上限補助額**

補助率：1ヶ月のサービス利用料の9割（生活保護の受給者は10割）
上限補助額：月額72,000円

※他の公的制度で同様のサービスを利用できる場合は、本事業に係る経費は対象外です。
- **申請方法**

松戸市健康推進課へ窓口申請または郵送。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花74-3 中央保健福祉センター3階
松戸市健康医療部健康推進課
☎047-366-7487 FAX047-363-9766
✉ mckenkou@city.matsudo.chiba.jp